

第8回教育委員会会議

令和6年5月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第61号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園に勤務する技能職員

2 改正の趣旨及び理由

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、災害ボランティアの受入れが開始されており、今後も継続的な支援が求められているとともに、この間複数の災害が発生していることから、ボランティア活動の必要性が認識されているところである。

そこで、職員がボランティア活動に参加しやすい環境を整え、その活動を支援していくことを目的とするとともに、国、他都市との均衡を踏まえ、これまで職務免除(無給)としての取扱いであった上記活動について、特別休暇(有給)を取得できるものとする。

また、令和5年4月1日付け制度改正時に改正すべきであった規定についても、併せて改正する。

3 改正内容

- ・ 4月1日から翌年3月31日までの間、5日を超えない範囲内で必要と認められる期間において、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合、特別休暇を取得できるものとする。
- ・ その他必要な規定整備を行う。

4 施行期日

令和6年6月1日

議案第61号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（特別休暇） 第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 [(1)～(5の3) 略] <u>(5の4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</u> [(6)～(13) 略] 2 <u>第10条第8項及び第9項の規定は、前項第5号の4、第6号の4、第10号及び第11号の2から第11号の4までの規定による特別休暇について準用する。この場合において、第10条第8項ただし書中「半日又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。</u>	（特別休暇） 第12条 [同左] [(1)～(5の3) 同左] [新設] [(6)～(13) 同左] 2 <u>第10条第9項及び第10項の規定は、前項第6号の4、第10号及び第11号の2から第11号の4までの規定による特別休暇について準用する。この場合において、第10条第9項ただし書中「半日又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。</u>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線	

は注記である。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

【参考】

(対象となる活動)

- ・ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動又はこれに準ずるもので特に必要と認められる活動
- ・ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に掲げる施設における活動
- ・ 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(その他)

- ・ 規則改正に伴い、現行の職務に専念する義務の特例に係る取扱い(職務免除取扱要綱)のうち「ボランティア職免」は廃止する。
- ・ 対象活動、日数は、これまでの職務に専念する義務の特例に係る取扱いと同様とする。
- ・ 会計年度任用職員については、現行の取扱いのままとする。